

施肥体系緊急転換総合対策(平成21年度補正予算)Q&A (ver.1)

全体

	問	答
1	本対策の協議会の設置に際しては、20補正と同一の協議会を活用する場合であっても、協議会の設置及び業務方法書の承認を受ける必要があるのか。	本対策と20補正の燃油・肥料高騰緊急対策は、それぞれの実施要綱・要領に基づいて実施される別の事業であるため、20補正と同一の協議会を活用する場合であっても、本対策の実施要綱・要領に基づき、協議会の設置及び業務方法書の承認を受ける必要がある。 なお、20補正と同一の協議会を活用する場合、協議会規約等の変更及び事業計画書については、本対策の実施要綱・要領上は、協議会総会における議決の必要はなく、総会への事後報告でよいとするともに、協議会規約等の変更の手続に際しては、20補正に基づく手続を省略できるものとし、手続の簡素化を図っている。
2	本対策の助成金については、20補正の助成金と区分して経理する必要があるのか。	本対策と20補正の燃油・肥料高騰緊急対策は、それぞれの実施要綱・要領に基づいて実施される別の事業であるため、明確に区分して経理されたい。
3	推進事務費の助成額はどの程度まで認められるのか。	推進事務費については事業費の1%を予算措置しているが、当面の運営費が必要となる場合もあるので、別紙3の事業に係る事業計画書を提出する際(提出期限:7月31日)に、本対策の実施に必要な推進事務費についてもあわせて申請されたい。
4	最終の申請期限である12月25日より前に申請額が予算額を超過した場合はどのような扱いとなるのか。	本対策については約82億円を措置しており、必要な予算額は確保されていると考えている。また、本対策の執行に当たっては、各事業を一体的に実施できるようにしているところである。 なお、本対策は単年度事業であり、別紙1・2の事業は22年2月までに取組を完了する必要があること、また、別紙2の事業は新たに2割以上の施肥低減に取り組む必要があり、いわゆる「過去努力」に対する措置を設けていないことから、20補正と大きく異なる内容となっている。

(別紙1)施肥体系緊急転換対策事業

	問	答
5	21当初予算の施肥体系緊急転換対策事業との違いは何か。	21年度当初予算との主な違いは、 ①土壌診断による施肥設計の見直しに係る経費のみでも対象となること ②地域の未利用・低利用有機資源の肥料利用を中心としたモデル実証が支援対象となること ③申請先は都道府県ごとに設置された協議会であること ④水稻作付を行う場合は、生産調整を実施する必要があること 等である。くわしくは別紙を参照されたい。
6	地域資源とは、メタン発酵消化液やペレット化たい肥のほかどのようなものが想定されるか。	例えば、鶏ふん焼却灰や、家畜ふん尿から回収したMAP(リン酸マグネシウムアンモニウム)の肥料化について、畜産農家や肥料メーカーと連携して取り組む場合など、地域の未利用・低利用有機資源の肥料利用に向けたものであれば助成対象となる。
7	事業実施者が自力又は他の助成により実施中の取組のうち、どのようなものが助成対象となるのか。	土壌診断及び診断結果に基づく施肥設計の実施のうち、従来の取組を更に充実・強化する計画を策定・実施する場合は、土壌診断の拡大実施分、指導体制強化のための支援ソフト整備や指導者育成等に係る取組は助成対象とできる。

(別紙2)有機資源活用型減肥栽培推進事業

	問	答
--	---	---

8	(対象となる化学肥料) 要領では「原則として、平成21年7月1日から平成22年6月30日までの間に購入する肥料」とあるが、その後、21肥料年度の期間は21年7月～22年5月と、20肥料年度より1ヶ月短いものに変更されている。肥料の購入期間はどのように扱えばよいか。	本事業において施肥低減の取組の対象となるのは21肥料年度の肥料なので、要領の記述については「平成21年7月1日から平成22年5月31日まで」と読み替えていただきたい(実施要領を改正する予定)。なお、作付の開始については、基準年の期間とそろえる必要があることから、平成22年6月30日までに作付を開始するものとし、変更はない。
9	(助成要件となる取組) 土壌診断に基づく施肥設計の見直しや、地域有機資源等の活用の取組は、農業者グループの事業採択が決定される前の取組も含めてよいか。	本事業では、21肥料年度の肥料を使用する作物について、その栽培期間中(前作の収穫終了後から本作の収穫までの期間)に施用する化学肥料の施用量を2割以上低減するための取組として、土壌診断に基づく施肥設計の見直し及び地域有機資源の活用に取り組みすることを要件としており、この期間中に取り組みするのであれば、事業採択の決定前に実施する取組も含まれる。
10	平成22年2月28日までに土壌診断に基づく施肥設計の見直しと地域有機資源の活用の取組を行えば、化学肥料の施用量の低減させる作物の作付は平成22年度となってもよいのか。	平成22年2月28日までに土壌診断に基づく施肥設計の見直し及び地域有機資源の活用の取組を行うとともに、平成22年6月30日までに助成対象作物の作付を開始する必要がある。
11	受益農家の同一作物の一部面積での取組は対象となるか。	対象となる。実際に取り組み面積について申請されたい。
12	作物の区分はどのように考えればよいか。春まき小麦と秋まき小麦や露地野菜とハウス野菜のように、地域の慣行基準が異なる場合は別の作物と考えてよいか。	作型のほか、活用する地域有機資源や低減する化学肥料の銘柄などの取組内容が異なる場合は、同一作物であっても区別して記載することができる。
13	(土壌診断に基づく施肥設計の見直し) 同等の施肥体系の下で施肥が行われており、土壌の性質や作付作物・施肥履歴が類似している場合は、1つのほ場の土壌診断結果を複数ほ場で活用して施肥設計を見直した場合、助成対象となるのか。	同等の作付体系の下で施肥が行われていること、土壌の性質や作付作物・施肥履歴が類似していることなどから、1つのほ場の土壌診断結果を周辺の複数ほ場に適用することが適切と判断できるのであれば問題ない。
14	土壌診断を行うのが地域有機資源等の活用よりあとになってよいのか。	土壌診断結果に基づき、土壌の状況に応じた適正な量のたい肥施用や、緑肥作物の作付を行うのが基本であるが、21年夏～秋に緑肥作物を作付ける場合など、土壌診断の前に地域有機資源等の活用を行わざるを得ない理由があるときは、土壌診断を地域有機資源等の活用のあとに実施することも可とする。
15	(地域有機資源等の活用) 「おおむね1割以上の化学肥料の低減効果を考慮した施用」の「おおむね」とは8割と考えてよいか。	よい。
16	地域有機資源等を活用した生産を行う取組は、事業年の地域有機資源等の施用量を基準年の地域有機資源等の施用量より増やす取組を含むとあるが、この場合は、地域有機資源等の施用量の増加分に対し、おおむね1割以上の化学肥料の低減効果が必要ということか。	そのとおり。
17	地域有機資源等の活用については、平成22年2月末までにたい肥等を購入できない場合は、購入予約を確認できる書類を事業実績報告書に添付し、実際の取組はその後でもよいとしているが、土壌診断に基づく施肥設計の見直しについてはどうか。	本事業の取組に当たっては、前作の収穫終了後に土壌診断を行い、その結果に基づく処方箋又は施肥設計書により施肥設計を見直し、これを事業実績報告書及び実際の施肥に反映させる必要がある。したがって、土壌診断に基づく施肥設計の見直しについては、事業実績報告書の提出前に行う必要がある。
18	地域に存在する有機資源等の活用とあるが、「地域」についてはどの程度の範囲まで考えてよいか。	活用する有機資源を集める範囲として適切なものであれば、県域をまたがる範囲であっても問題はない。

19	たい肥については、自給たい肥でもよいか。また、自給たい肥の場合、事業実績報告書の証拠書類はどうするのか。	たい肥は、わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他動植物の有機質物をたい積又は攪拌し、腐熟させたものとしており(肥料取締法に基づく定義)、これに該当するのであれば、自給たい肥(無償譲渡のたい肥を含む。以下同じ。)も対象となる。 ただし、自給たい肥は、購入たい肥と異なって肥料成分の表示がないので、事業実施計画書の提出に当たっては、自給たい肥の成分分析を行うか、又は施肥基準等の活用により、施用する自給たい肥の肥料成分を勘案して、化学肥料を低減する計画を作成する必要があるので、この点に留意されたい。 なお、自給たい肥を使用する場合は、証拠書類として、たい肥の調整状況又は譲渡記録及び散布状況の写真等を事業実績報告書に添付する必要がある(実施要領参考様式第19号の別紙1注8を参照)。
20	たい肥は、家庭の生ごみを原料としたたい肥でもよいか。	肥料取締法に基づくたい肥の定義に該当するものであれば、地域の家庭で発生した生ごみを原料としたたい肥も対象となる。
21	緑肥作物については、生育後にすき込む必要があるのか。	緑肥作物を事業対象作物の前作として作付け、生育後にすき込むことにより、緑肥作物が吸収した肥料成分が土壌に再投入され、これによる肥料効果により化学肥料を減らすことができるため、その活用の際にはすき込みを行うのが基本と考える。 ただし、ヘアリーベッチやナギナタガヤのようにすき込まないものもあるなど、緑肥作物の種類によって管理方法は異なることから、導入する緑肥作物の特性に応じた適切な施用をする場合は、すき込みをしなくても問題ない。
22	(特認有機資源等) 特認有機資源等とは、どのようなものが想定されるのか。	本事業において活用される主な地域有機資源等としては、緑肥作物、たい肥等があるが、地域に存在する有機資源を活用した独自の取組を行っている場合もあり得ることから、これを特認有機資源として承認する手続きを設けている。承認申請に際しては、具体的な取組内容をもとに相談されたい。
23	米ぬかなど、たい肥以外の特殊肥料は特認有機資源となりうるか。	米ぬかについては、特殊肥料として一般に普及しており、新たな活用を図る段階ではないこと、また、たい肥と異なり、NPKの成分量が表示されておらず、肥効率を反映した肥料効果を定量的に評価しにくいことから、特認有機資源にはなじみにくいものと考えられる。 ただし、特殊肥料が特認有機資源に該当するかどうかについては、地域における具体的な取組内容等をもとに検討する必要があるので、個別に相談願いたい。
24	鶏ふん肥料などの有機質肥料は特認有機資源となりうるか。	乾燥鶏ふんや発酵鶏ふんなどの鶏ふん肥料については、肥料登録され、普通肥料として全国的に流通していることから、特認有機資源にはなじみにくいものと考えられる。ただし、有機質肥料が特認有機資源に該当するかどうかについては、地域における具体的な取組内容等をもとに検討する必要があるので、個別に相談願いたい。 なお、地域の養鶏農家から集めた鶏ふんを原料としたたい肥を生産し、施用する場合については、地域有機資源等の活用の取組として位置づけられているところ。
25	特認有機資源等について、具体的な取組内容の検討に際し、基準となる考え方はあるか。	特認有機資源等の活用については、化学肥料施用量の2割以上低減を図るのに当たり、 ① 未利用・低利用資源など、地域に存在する有機資源を活用する取組であること ② 施用の前後で、NPK又はPKの成分量でおおむね1割以上の低減効果があること ③ 1aあたりおおむね300円以上の経費(購入費、管理経費等の必要経費)を要する取組であること が必要である。その認定申請に際しては、①～③を満たす取組であることがわかるよう、有機資源の活用の取組内容を申請書に記載されたい。

26	(助成要件の判定) 集落営農などの事業実施者単位で要件を判定する場合は、事業実施者全体で要件を満たせば、新規就農者等の新規の作物に取り組む者も対象となるか。	事業実施者単位で要件判定を行う場合、事業実施者全体で施用する化学肥料の成分量の合計(10a当たり)について、事業年と基準年を比較することにより、化学肥料の施用量を2割以上低減するものとなっているかどうかを確認することとしており、各受益農家における個別の化学肥料の施用量の低減状況の確認は特に求めている。
27	(取組期間) 取組期間が平成22年2月28日までとあるが、3月末までとはならない理由は何か。	農業者グループの取組期間終了後、都道府県協議会は農業者グループから事業実績報告書の提出を受け、3月末までに農業者グループに対する助成額の確定及び精算払を完了させる必要があるため。
28	(助成額の算定) 土壌診断の結果、肥料成分が過剰蓄積していることが明らかとなったため、化学肥料の2割低減は実施したものの、たい肥は施用できなかったが、このような場合でも助成を受けることはできるのか。	本対策の助成金は、地域有機資源等を活用した生産を行う取組に対し、その対象面積をもとに算定することとしていることから、たい肥を施用できなかった場合は助成金を支払うことはできない。
29	(事業実績の報告) 事業実績の報告は、取組期間終了後である平成22年2月28日以降に行えばよいのか。	事業実績報告書の提出は、土壌診断に基づく施肥設計の見直しを行い、地域有機資源等を活用した生産が終了した後に行うことになっており、これらの取組終了後、速やかに事業実績報告書を提出願いたい。なお、平成22年2月28日は、農業者グループが施肥低減に取り組むことのできる最終的な期限として設定したものである。
30	(取組実績の報告) 農業者グループは、施肥低減の取組終了後、取組実績報告書を国に直接提出するとあるが、水田協など都道府県協議会の存続が明らか場合は、都道府県協議会を経由して提出することでもよいのか。	よい。
31	取組実績の報告は平成22年度に行うことになるが、別紙4の施肥体系緊急転換対策推進事業の事業期間は平成22年度に入ってもよいのか。	取組実績の報告については、農業者グループから直接、農林水産省に提出することとしており、都道府県協議会の事務は発生しない。なお、平成22年4月以降に都道府県協議会が行う事務としては、国に対する事業実績報告書の提出等が考えられる。
32	施肥設計の見直しと地域有機資源等を活用した生産を行ったものの、気候等のやむを得ない条件により、結果的に2割以上の低減が達成できなかった場合はどうなるのか。	助成要件に沿って2割以上の化学肥料の低減を図る取組を適正に実施していたにもかかわらず、真にやむを得ない理由により、結果として2割以上の低減に達しなかった場合に限り、支援の対象とできるものとする。ただし、この場合にあっては、取組実績報告書の提出時に、2割以上の低減に達しなかった理由書(気候のデータ等、その原因に関する資料も添付したもの)をあわせて提出する必要があると考えている。
33	(証拠書類) 土壌診断に基づく施肥設計の見直しや地域有機資源等の活用の取組については、証拠書類を保存する必要があるのか。	事業実績報告書及び取組実績報告書の提出時に、①土壌診断に基づく施肥設計の見直しについては、土壌診断成績及び診断結果に基づく処方箋又は施肥設計書等、②地域有機資源等の活用については、購入伝票及び施用状況の写真等を添付する必要があるため、取組に当たっては、これらの証拠書類を保存されたい(実施要領参考様式第19号及び参考様式第20号の別紙1注8を参照)。
34	作物の種類や作型によっては、平成22年2月28日までに緑肥の種子やたい肥の購入がむずかしい場合があり得るが、証拠書類についてはどうすればよいのか。	販売者が発行する購入予約の確認証など、購入量・金額が確認できる書類を添付する必要がある。
35	受益農家は購入した肥料についても、証拠書類を保存しておく必要があるのか。	本事業による取組に当たり、受益農家は、施用した肥料の購入伝票等の証拠書類を保存する必要があるため、その旨周知願いたい。 なお、都道府県協議会の業務方法書において、農業者グループは受益農家に対し、肥料の購入伝票等の証拠書類の保存、取組内容の生産履歴記帳等による記録を求めることを規定するよう、業務方法書の作成例を示しているところ。

36	(現地確認) 事業実績と取組実績についての現地確認は必要か。また、必要な場合はどのような方法で行うのか。	都道府県協議会は現地確認を行う必要はない。ただし、農業者グループは、助成要件の取組を実施したことを確認する資料として、土壌診断成績及び診断結果に基づく処方箋又は施肥設計書、地域有機資源等の購入伝票及び写真等の証拠書類を事業実績報告書及び取組実績報告書に添付する必要がある。
37	(その他) 有機資源活用型減肥栽培推進事業の助成金と、農地・水環境保全向上対策の営農活動支援交付金を重複して受給することはできるか。	例えば、農地・水・環境保全向上対策において、たい肥を施用して化学肥料の低減に取り組み、助成を受けている農家が、本事業においても、たい肥を活用して化学肥料の低減の取組を行う場合など、両事業における取組内容が重複する場合は、基本的には本事業の助成を受けることはできない。ただし、重複しているかどうかについては、個別の具体的な取組内容により判断する必要があると考えている。

(別紙3) 肥料高騰対応緊急対策事業

	問	答
38	やむを得ない理由としては、どのようなものがあるのか。	20補正により施肥低減に取り組もうとしていたにもかかわらず、①低減技術の検討に時間を要した、②事業実施者が事業申請を意志決定するのに時間を要した、③事業実施者の設置に時間を要した等により、20補正の提出期限までに事業実施計画書を提出できなかった場合が考えられる。なお、やむを得ない理由については、受益農家ごとにチェック方式により記入の上、提出することとしている。
39	平成20年度からすでに施肥低減に取り組んでいるが、今回の事業申請以前に購入した肥料費も含めて助成対象となるのか。	20補正と同様、平成20年7月～21年6月に購入し、期間中に施肥・作付を開始する作物に施用する肥料であれば支援対象となる。
40	20補正の助成対象となっている農業者グループは、本事業による支援でなく、20補正の事業実施計画書の変更により受益農家を追加し、助成を受けることは可能か。	できない。なお、本事業の事業実施者の受益農家数については、20補正における受益農家も含めて3戸以上であればよいとしているので、このような場合は本事業を活用されたい。
41	20補正で採択された事業実施者の受益農家が、本事業において施肥低減に取り組む作物を追加し、これに係る事業申請を行うことは可能か。	できない。助成対象となるのは、20補正においてやむを得ない理由により事業申請できなかった農家に限られる。
42	20補正において都道府県協議会が承認している特認技術、農業者団体等による肥料費助成額の加算、肥料費の平均高騰率についても、再度承認手続をとる必要があるのか。	20補正において、都道府県協議会がこれらの承認を受けている場合は、本対策の実施要領に基づく承認手続を行わずに適用することができる。
43	本事業の助成要件や助成額の算定の考え方については、21補正で追加された助成要件以外は、これまでに20補正のQ&A等により示されてきたものと基本的に同様と考えてよいか。	よい。

(別紙4) 施肥体系緊急転換総合対策推進事業

	問	答
44	本事業に関する事務の委託及び推進費の対象となる経費の考え方は、20補正のQ&A等により示されてきたものと基本的に同様と考えてよいか。	よい。